平成25年11月5日（火）　大分合同新聞（夕刊）

〝送り付け商法〟に注意

生活パイロット

「以前、注文があった健康食品を送る」と電話がかかり、覚えのない商品の購入を強引に迫られるという〝送り付け商法〟の相談がアイネスに数多く寄せられています。これまでも注意を喚起していますが、依然として高齢者を狙ったトラブルが後を絶ちません。注意しましょう。

【事例】「注文があった健康食品を送ります」と業者から電話があった。「注文した覚えはない」と断ると、業者は「3万円の商品を注文している」と言い、「注文したのだから支払え、注文した時の録音がある」「ばかやろう」「支払わなければ裁判にする」と脅すような口調になった。怖くなって仕方なく承諾してしまった。その後、商品が代金引換で届いたため受け取ったが返品したい。どうしたらいいか。

【アドバイス】

▼業者から強い口調で購入を迫られ、承諾してしまうケースが多いようです。注文した覚えがなければキッパリと断りましょう。

▼電話で承諾しても、覚えがなく納得できなければ、消費生活相談窓口に相談しましょう。業者に問い合わせて解約の交渉をします。事例のように、購入してしまっても解約できる場合があります。

▼代金引換で商品が届く事例の他、現金書留封筒が同封されるケースも見られます。商品が送られてきた場合は、必ず送り主の住所、氏名、連絡先を控えてから受け取りを拒否しましょう。その後、すぐに相談窓口に相談してください。

▼一度購入すると、継続して被害に遭うことが多いので注意が必要です。

▼業者から脅されて恐怖を感じる場合は、警察に連絡しましょう。

▼不安に思ったり、トラブルが生じたときは、住まいの市町村の消費生活相談窓口やアイネス（県消費生活センター）に相談ください。

（県消費生活・男女共同参画プラザ＝アイネス、☎097・534・0999＝消費生活相談電話）

覚えがなければ拒否を